

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和5年度第3回河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会
2 開催日時	令和6年2月1日(木) 午後2時～午後3時30分
3 開催場所	河内長野市役所 301会議室
4 会議の概要	1. 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)について (1) 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)にかかるパブリックコメント実施状況について(報告) (2) 第9期河内長野市介護保険事業計画の給付費見込及び介護保険料について(報告)
5 公開・非公開の別(理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 福祉部地域福祉高齢課 高齢者支援係(内線 389.397)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

会 議 議 事 録

会 議 名	令和5年度 第3回河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会		
日 時	令和6年2月1日(木) 午後2時00分～午後3時30分	場 所	河内長野市役所 301会議室
出 席 者 (敬称略)	秦 康宏 委員(会長)、森川 栄司 委員(副会長)、船多 大 委員、 高山 暁美 委員、玉崎 和実 委員、吉田 妙子 委員、工藤 兼弘 委員、 川上 隆 委員、内田 みづほ 委員		
欠 席 者	生地 孝至 委員		
傍 聴 者	なし		
案 件	1. 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)について (1) 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)にかかる パブリックコメント実施状況について(報告) (2) 第9期河内長野市介護保険事業計画の給付費見込及び介護保険料について(報告)		
配布資料	第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案) (資料1) 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)にかかる パブリックコメント意見募集の集計結果 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対する パブリックコメント意見一覧 (資料2) 介護保険事業等の今後の見込み		

〈開会〉

〈開会の挨拶〉

〈欠席報告〉

〈資料確認〉

案件1、「第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）」について

【事務局】

案件1（1）第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）にかかる
パブリックコメント実施状況について説明

〈質疑応答〉

【委員】

- ・パブリックコメント意見の1番の回答で、介護認定を受けなくても、基本チェックリストで介護サービスが受けられるとあるが、この基本チェックリストの利用状況を知りたい。

【事務局】

- ・基本チェックリストと面談で事業対象者になられた方の内、サービスを受けている方の実績は、令和4年度は173人です。
-

【委員】

- ・パブリックコメント意見の16番の質問内容は、例えばやってほしいことがあるけれども、それが介護保険の適用外であるという意味なのか、それとも、自己負担が発生するような要支援2の方、要介護1の方が枠外のプラン利用を必要としているということ、そういうことであればもう一度申請を出し直していただければ済む話だと思うけれども、どちらの意味合いでしょうか。

【事務局】

- ・介護保険の範囲を広げてほしい中身の具体的なところは、記載されていないため把握できておりません。

【会長】

- ・恐らく記名式でパブリックコメント受け付けておられると思いますが、基本的に聞き直すという仕組みはないのですか。

【事務局】

- ・住所、名前、電話番号などのない方もいらっしゃって、中身を聞き直すことまではやっておりません。
-

【委員】

- ・パブリックコメント意見の18番で、令和6年度の報酬改定、プラス0.98ってというのは、金額で大体どのようになるのですか。

【事務局】

- ・厚生労働省からプラス0.98%という数値のみ公表されていて、各サービス種別の処遇改善率

はまだ公表されておられません。利用されるサービス料金に各サービス種別毎の処遇改善率をかけ、その報酬により決まるため、一概にいくら（介護職員等の給与にいくら反映するか）までは現時点では何とも言えない状況です。

【委員】

- ・パブリックコメント意見の7番で、生活支援コーディネーターが中心になっているかどうかというところが見えてこないです。生活支援コーディネーターっていう方は地域の代表の方か、社協の方やCSWとか、どなたが中心になっているのか。互助、地域で助け合いサービスが、清見台なら「きよまる」とか、美加の台、楠ヶ丘、南ヶ丘とか南花台も車で受診の送迎などが始まっているようですが、地域の支え合い活動の仕組み・実情とかを知りたいです。

【事務局】

- ・社会福祉協議会に設置をしており、各小学校区13校区に一人ずつ配置をしているような制度で生活支援コーディネーターは社協の職員です。
各地域の実情に合わせてどういう支援がいいのか、その地域の特性を踏まえ移動支援が必要なのか、それともほかの何らかの支援が要るのかというような議論を地域の方と一緒に対話を重ねていながら、最終的に個別にどういったサービスをやっていくか、この辺りをサポートしています。

【会長】

- ・計画案の76ページで説明するようなことはされないのですか。76ページに具体的な取り組みが書いてあります。

【事務局】

- ・この辺りを言及して回答したほうがよろしいかもしれません。
-

【委員】

- ・パブリックコメント意見の8番、9番で、案の100ページの高齢者にやさしい住環境づくりということで、何かそういう既存の公共交通の維持とか確保されながら進めていくと書かれていると思います。そこをもっと具体性をもって書かれてもいいのではないかと思います。

【事務局】

- ・回答の記載方法について検討させていただきます。ありがとうございます。
-

【委員】

- ・パブリックコメント意見の2番で、介護予防の取組みについての回答で、より身近なところで健康づくりや介護予防活動に取り組めるように進めてまいりますと、何か具体性に欠けているような感じの回答ですので、もう少し何かこう書いていただいたほうがいいのではないかとということが1点。
- ・もう1点は、児童公園につきまして、多世代の方が集い、憩いの場となるよう取り組んでいただいて、健康づくりの器具の設置もやっていただけたらと思います。

【事務局】

- ・高齢者の健康づくりという観点では、高齢者支援の担当課と公園部局と連携を図りながら現在、取り組んでいるところです。現在、ウォーキングをしながら、ウォーキングコースの間にぶら下がりとか、そういう健康器具を取り付けるという方向で整備を進めているところです。

今後も、そのような需要を注視しながら、高齢者が児童公園も使えたらいいと思いますので、公園部局と協議していきたいと思います。

【委員】

- ・器具に関して、子供が使える年齢とか身長などが書いていますが、危険性の啓発や安全性について心配です。

【事務局】

- ・安全面についても併せて考えていかないといけません。
-

【委員】

- ・2番の公園の利用法ですが、富田林保健所管内の市町村は、ウォーキングマップを作っており、河内長野市も作っておられたので、そういうのも併せてPRするのもいいのかなと思います。

【事務局】

- ・私どもも健康部門を持っておりますので、おっしゃるとおりウォーキングマップとか、ウォーキングコースを持っています。これを大阪府が勧めているアスマイル（アプリを登録するとポイントがもらえる）にも登録をしています。スマホが使える方や使えない方がありますが、使える方についてはPRして広げていきたいと考えています。
-

【会長】

- ・パブリックコメント意見の11番の回答で、実情に応じた適正な設定に努めてまいりますということになっています。これは、コメントとしては、介護報酬と同じぐらいの基準を設定してくださいというふうな意味なのかなと取ったのですが、実情に応じたとは、具体的にはどういうことになるのでしょうか。

【事務局】

- ・総合事業の中の緩和型サービス（サービスA事業）は、ある一定の研修を受けられた方でも従事できます。現状は、資格の有無ではなく、サービス内容により報酬は現状一緒の金額で設定しているため、従事するスタッフにより報酬単価を差別化して欲しいというご意見かと思います。ただ、現状では申し訳ございませんが、資格の有無ではなくて、Aサービスに関しての報酬額ということで設定させていただいている状況です。

【会長】

- ・ということは、そこで止めておくほうがいいのかもしれませんが、何か実情に応じて適正な設定、将来的にはまた変えていくというふうな方向も含みつつということでしょうか。

【事務局】

- ・国の動向や他市状況など注視しながら考えていきたいと考えています。
-

【会長】

- ・パブリックコメント意見の14番で、生活困窮者の減免ということで、介護保険料のことで、回答で独自減免制度に基づきというふうにして、いろいろと段階を設けています。これを減免と表現していいのですか。

【事務局】

- ・いえ、独自減免と言いますのは、所得段階の非課税のところは国の法律で定められているとおりですけれども、本市では、世帯の収入が103万円未満とか、資産・預貯金が350万未満とか、一定の条件を満たす方は、1段階相当に減免するという制度があります。

【会長】

- ・パブリックコメント意見の15番の回答で、介護保険法の第4条で共同連帯の理念がありますよね。その辺りもこう盛り込んでもいいのではないかというふうに思いました。

【事務局】

- ・はい。ご指摘いただきありがとうございます。

【秦会長】

- ・パブリックコメント意見の21番の回答で認定申請は身体状況的にとありますけれども、認知症の場合もあると思うので、「心身の状況的に」としたらどうでしょうか。

【事務局】

- ・はい、ありがとうございます。訂正させていただきます。

案件1（2）、第9期河内長野市介護保険事業計画の給付費見込及び介護保険料について

【事務局】

（案件1（2）について説明）

<質疑応答>

【会長】

- ・ただいまの事務局の御説明で御質問、御意見、お願いいたします。いかがでしょうか。

【会長】

- ・御質問、御意見がないようですので、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。最後に事務局から何か連絡事項等ございますか。

【事務局】

- ・令和5年度は、3回の推進委員会で大変お世話になり、ありがとうございました。
 - ・令和6年度は、7月か8月頃に第1回目の会議の開催予定を考えていますので、御出席をお願いします。
- また、計画書が完成し次第、各委員に送付させていただく予定です。

【会長】

- ・委員の皆様方にはお忙しい中、今年度3回に及ぶ本推進委員会に御出席を賜り、毎回貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございました。第9期計画については、3月末に策定の運びとなりますが、委員の皆様から頂きました御意見等を十分に考慮していただき、今後、この計画に基づく施策の推進を行っていただきたいと思います。

それでは、これもちまして、本年度、河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会を終了させていただきたいと思えます。皆様、ありがとうございました。

〈閉会〉